

●香川県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和6年2月16日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和6年1月31日	レコードブック丸亀駅前丸亀市浜町115番地24	株式会社インターネットインフィニティー 東京都千代田区二番町11番地19	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）